

「まちづくり」 みんなの手で

協働のまちづくりを進めよう

八戸市

まちづくりってなんだろう？ 協働って何？

八戸市では、市民と行政のパートナーシップに基づくまちづくりを進めています。



みんなの思いが集まって、「協働のまちづくり」が始まりました。

- 「協働のまちづくり」は、「自分たちの住むまちをこんなまちにしたい」とか「こうだったらいいな」という“想い”をみんなの手で実現していくまちづくりを目指しています。
- 市民のみなさんと行政が、それぞれ、知恵を出し合って、本当にこうあってほしいという“まち”になるように協力し合うこと、それが協働（＝パートナーシップ）のまちづくりです。
- いま、八戸市では、この「協働のまちづくり」の仕組みづくりを進めています。

基本となるルール

(仮称) 協働のまちづくり基本条例

地域コミュニティ振興指針

市民活動促進指針

平成16年度中の完成を目指して「(仮称)協働のまちづくり基本条例」と「地域コミュニティ振興指針」、「市民活動促進指針」の3つの協働の基本となるルールづくりを進めています。

(仮称)協働のまちづくり基本条例

まちづくりの基本理念や市民主体の視点から市民や行政などの役割、情報共有の原則、パブリック・コメント、政策提案制度などの協働の手法、協働の推進などが検討されています。

地域コミュニティ振興指針

身近な生活の場であり、まちづくりの場でもある地域コミュニティのあり方や町内会・公民館などの役割について検討を進めています。

市民活動促進指針

市民活動サポートセンターを核にした市民活動の支援のあり方について、補助金制度や委託事業の仕組み、協働の原則などの検討を進めています。

協働のイメージ



協働のまちづくり市民会議

「協働のまちづくり」のルールづくりを進めるために公募委員8名を含む学識経験者、事業者、地域活動経験者、市民活動経験者、PTA関係者などの市民18名で組織されました。

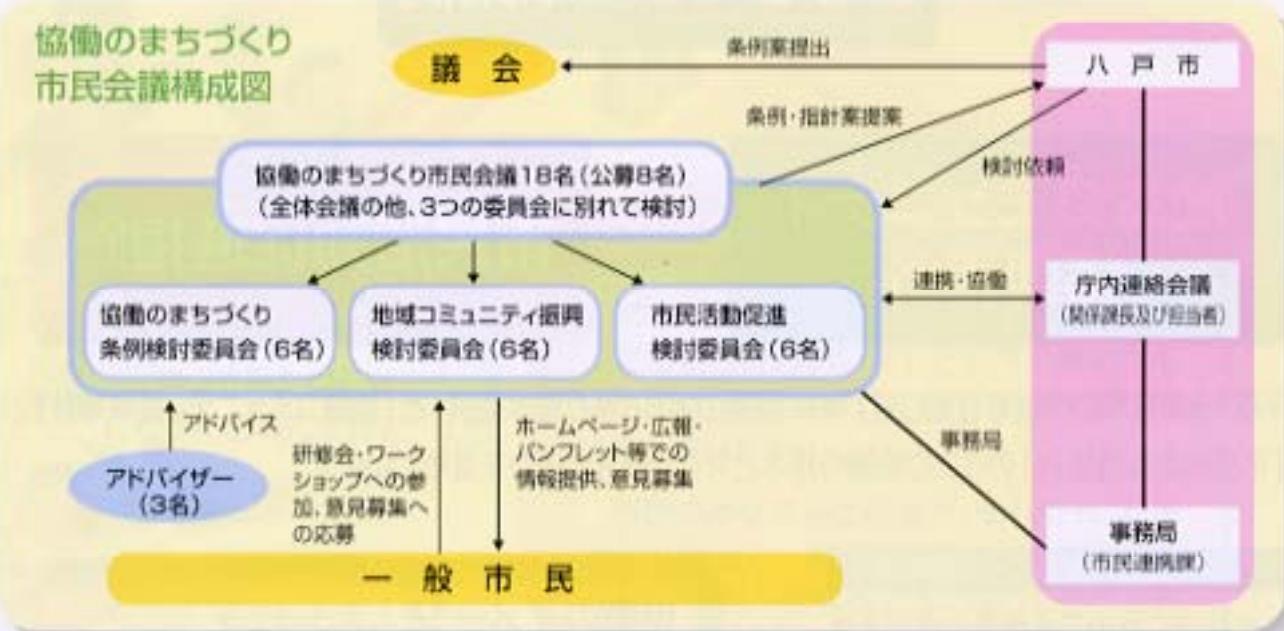
市民会議は、条例検討委員会、地域コミュニティ振興検討委員会、市民活動促進検討委員会の3つの委員会に分かれ、それぞれ、(仮称)協働のまちづくり基本条例、地域コミュニティ振興指針、市民活動促進指針の検討を進めています。

また、全体会議を通じて、各委員会の連携を図っています。



▲まちづくり話そう会 路上ワークショップ(平成18年10月15日 歩行者天国)

協働のまちづくり 市民会議構成図



「新しい公共」の実現を目指して

価値観も多様化し、生活様式もひとりひとり異なる時代です。

当然、市民の求めるものも多様化しており、そのすべてに行政のみで応えていくことは正直、不可能といえるでしょう。

でも、市民の皆さんや市民活動団体・NPO、事業者など、いろいろな人たちが行政と一緒に、適切な役割分担のもとに協力し合うことによって、多様化する公共を支えていけると考えています。

このような、多様な価値観に基づき、行政、市民、市民活動団体・NPO、事業者など、多様な主体に支えられる公共は、「新しい公共」と呼ばれています。

この新しい公共の実現のためには、協働（パートナーシップ）が必要と考えられています。

問合せ：八戸市 市民生活部 市民連携課

〒031-8686 八戸市内丸1-1-1 TEL. 0178-43-2111 内線627
FAX. 0178-47-0746 E-mail : renkel@city.hachinohe.aomori.jp